

# 熊本市子育て支援優良企業

## 熊本市子育て支援優良企業認定とは？



子育て世帯等が安心して子育てと仕事の両立ができる、働きやすい職場環境を進める企業を認定する制度です。

企業における結婚・妊娠・出産・子育てしやすい職場環境の実現は、企業にとっては、人材の確保・定着や従業員の働く意欲の向上、生産性アップなどの企業戦略となる一方、労働者にとっては、労働時間と子育てなどのプライベートな時間とをバランスよく保つことで、やりがいや充実感を持って働くことにつながります。

## 認定の流れ



認定の申請があった企業に対し、「熊本市子育て支援優良企業認定事業実施要綱」にて定めた最低基準・審査項目に基づく調査を行い、基準を満たす企業を認定しています。

STEP1

## 最低基準をクリア

<令和7年度の最低基準>

- ① 「育児休業」、「出生時育児休業」、「育児時間」、「子の看護等休暇」、「所定外労働の制限等」、「産前・産後休業」のすべての項目及び「育児短時間」、「在宅勤務等の措置、始業時刻等の変更」のいずれかの項目について就業規則等で規定されていること
- ② ①のいずれかについて前年度の取得実績があること  
(※但し、全ての項目について前年度に取得対象者がいない場合を除く。)



STEP2

## 審査項目を得点化し、総合評価

STEP1の最低基準を満たした企業の以下の審査項目を得点化し、それぞれの企業を総合評価します。

### ア 育児休業等、妊娠～子育てまでの各種休暇制度の規定など

例：育児休業、育児短時間、子の看護等休暇、産前・産後休業、妊娠の軽易業務転換の就業規則等への規定  
並びに制度対象期間の延長及び有給化等

### イ アの取得実績

### ウ 妊娠・出産の申し出をした労働者に対する支援制度等の個別の周知など

### エ その他、結婚～子育てに関する企業の独自取組みなど

例：育児休業等終了後の復職制度の規定、子育てに関する特別休暇、経済的支援の実施等

### オ 育児休業取得率・就業継続率など

STEP3

## 認定



STEP2の審査を経て、認定区分ごとに認定します。この制度では、企業規模を企業の従業員の人数により以下の3区分に分け、区分ごとに認定します。

- (1) 常用雇用者 10～29名（小企業）
- (2) 常用雇用者 30～100名（中企業）
- (3) 常用雇用者 101名以上（大企業）

※常用雇用者数は、市外も含む全国の事業所における常用雇用者の合計人数

